

●休暇制度の概要 (平成24年4月1日現在)

休暇の種類			備 考
有給	年次有給休暇		1年につき最高20日間付与(前年度からの繰越分を含めると最高40日間)
	病 気 休 暇		勤務意欲があっても負傷または疾病のために勤務することができない職員に対し、医師の証明などに基づき、その治療に専念させるために原則90日以内を付与(心疾患、脳血管疾患、悪性新生物疾患及び妊娠に起因する疾患は180日以内)
	主 　　な 特別休暇	産前産後	出産予定日の6週間前(多胎の場合は14週間前)から産後8週間を経過する日までの期間を付与
		子の看護	中学校就学前までの子を看護する場合に1年につき5日の範囲内で付与
		忌 引	親族の続柄に応じ1～10日間を付与(配偶者10日間、父母7日間など)
		結 婚	結婚に際して7日の範囲内で付与
無給	その他		育児時間、ボランティア、ドナー休暇など
	介 護 休 暇		配偶者、子、父母などの介護が必要な職員に対し、6月を限度に付与。ただし、6月を限度に1回のみ更新可能
	組 合 休 暇		職員組合などの活動に従事する場合に付与
	育 児 休 業		育児に係る子の出生の日から3年以内の期間を承認
	部 分 休 業		小学校就学前までの子を養育する場合に、1日につき2時間以内

●年次有給休暇平均取得日数

23年	22年
11.7日	12.8日

●育児休業取得者数

23年度	22年度
29人	33人

●部分休業取得者数

23年度	22年度
16人	14人

4. 研修、勤務成績の評定状況 (平成23年度)

●研修の概要

種別	内容	コース	延べ受講者
自主研修	通信教育講座	5	9人
基本研修	階層別研修	14	432人
特別研修	待遇・人権など	13	483人
派遣研修	外部教育機関など	33	63人
計		65	987人

●職員の勤務成績の評定の状況

区 分	内 容
評定の回数・時期	毎年2回(5月31日と11月30日)
対象職員	一般職の職員
評定の方法	仕事・能力・態度の評定要素に対する5段階の評価を行っています

※評定結果は、勤勉手当と昇任などに活用しています

5. 職員の福祉と利益の保護の状況 (平成23年度)

●職員の定期健康診断等の受診状況

区 分	受診者数
定期健康診断	678人
人間ドック	624人

●職員の福利厚生事業に対する助成状況

区 分	支出額
職員健康管理助成金	3,750千円
職員福利厚生費補助金	3,340千円

●職員の公務災害の認定状況

区 分	件 数
公務災害	4件
通勤災害	1件

6. 分限・懲戒処分の状況 (平成23年度)

●分限処分及び懲戒処分の状況

区 分	人 数	内 容
分限処分	11人	傷病による休職
懲戒処分	1人	公務外非行による免職

7. 勤務条件に関する措置の要求と不利益処分に関する不服申し立てなどの状況

平成23年度の勤務条件に関する措置の要求、不利益処分に関する不服申し立て、職員の苦情の申し出及び相談はありませんでした。

詳しい内容は、市のホームページで公開しています。問合せ職員課へ内線3512

2. 職員の任免と職員数に関する状況

●職員の採用・退職者 (各年4月1日現在、単位：人)

区 分	23年 職員数	23年度中		24年	
		採用数	退職数	採用数	職員数
事務職	559	0	26	12	545
技術職	138	0	9	1	130
福祉・医療職	159	0	7	5	157
教育職	29	0	4	4	29
消防士	168	0	7	5	166
技能労務職	63	0	2	0	61
小 計	1,116	0	55	27	1,088
再任用	38	0	9	13	42
合 計	1,154	0	64	40	1,130

※23年度中の採用数は4月1日採用数を除く

●昇任の状況 (平成24年4月1日付、単位：人)

昇任者	男	女	合計
部長昇任者	3	0	3
次長昇任者	7	0	7
課長昇任者	12	3	15
主幹昇任者	22	8	30

●年齢別職員構成の状況 (平成24年4月1日現在、単位：人)

区 分	20歳 未満	20歳～ 23歳	24歳～ 27歳	28歳～ 31歳	32歳～ 35歳	36歳～ 39歳	40歳～ 43歳	44歳～ 47歳	48歳～ 51歳	52歳～ 55歳	56歳～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	2	36	68	67	67	89	150	138	145	157	166	3	1,088

※再任用職員を含みません

●部門別職員数と主な増減理由（各年4月1日現在、単位：人）

部 門			職員数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			23年	24年		
普 通 会 計	一 般 行 政	議会	9	9	0	
		総務	187	181	△6	次長の課長兼務による減
		税務	53	51	△2	事務量の見直しによる減
		民生	208	207	△1	保育所給食調理業務の一部委託化による減
		衛生	84	81	△3	短時間勤務再任用職員への切り替えによる減
		労働	3	3	0	
		農林水産	15	15	0	
		商工	11	9	△2	次長の課長兼務による減
		土木	125	118	△7	狭山市駅西口開発事務所廃止による減
		計	695	674	△21	※人口1,000人当たり職員数4.37人（類似団体4.17人）
	教 育	136	135	△1	短時間勤務再任用職員への切り替えによる減	
	消 防	170	168	△2	短時間勤務再任用職員への切り替えによる減	
	小 計	1,001	977	△24	※人口1,000人当たり職員数6.33人（類似団体5.81人）	
公 営 企 業 等 会 計	水 道	41	37	△4	事務量の見直しによる減	
	下水道	25	26	1	事務量の見直しによる増	
	その他	49	48	△1	事務量の見直しによる減	
	小 計	115	111	△4		
合 計			1,116 (1,144)	1,088 (1,144)	△28 (0)	※人口1,000人当たり職員数7.05人

※短時間再任用職員は含みません。合計欄の()内は、条例定数の合計です。「類似団体」とは、全国の市町村を人口と産業構造(産業別就業人口の構成比)を基準に、いくつかのグループに分けたものです

3. 職員の勤務時間、その他の勤務条件の状況

●勤務時間の概要(標準的なもの) (平成24年4月1日現在)

開始時間	休憩時間	休憩時間	終了時間	1日の勤務時間	1週間の勤務時間
8時30分	12時～12時15分	12時15分～13時	17時	7時間45分	38時間45分